

速度取締り指針

交通の要所を管轄する米原警察署として以下の方針により、速度取締りを実施し、交通事故の抑止を図る。

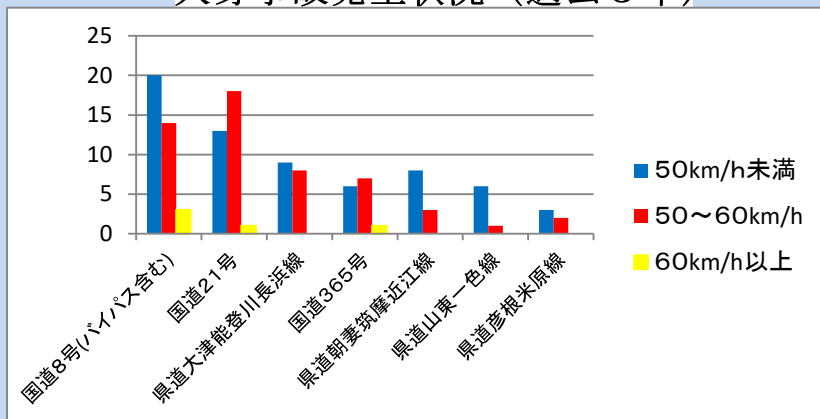
米原警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道8号(米原バイパスを含む) 県道彦根米原線 県道山東一色線	6:00 ~ 20:00	国道8号【入江地区】 県道彦根米原線【磯地区】 県道山東一色線【夫馬地区】	国道8号:法定(一部50km/h) 県道彦根米原線:50km/h 県道山東一色線:50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがある。

米原警察署管内における交通事故実態

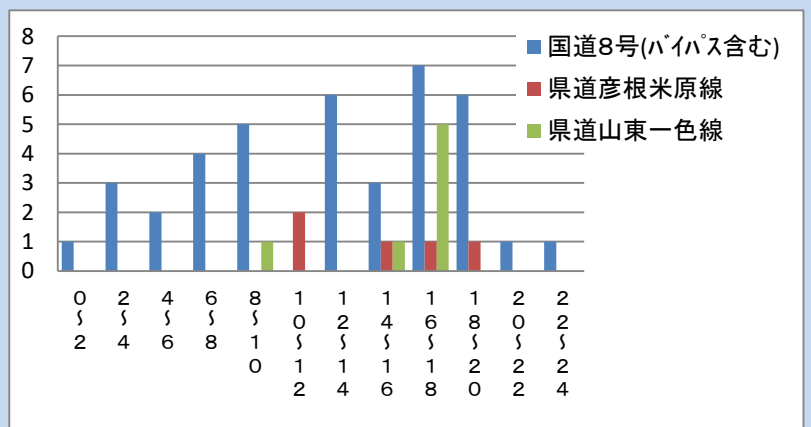
主な幹線道路別危険認知速度別 人身事故発生状況 (過去3年)



▼主な幹線道路別に過去3年間の人身事故発生状況は、国道8号(バイパスを含む。)での発生が最も多く、次いで国道21号で事故が発生している。

▼危険認知速度は、国道等の各路線において50km/h以上の高速度での事故が発生している。
(※危険認知速度とは、事故発生時の車両の速度をいう)

重点路線における時間帯別 人身事故発生状況 (過去3年)



▼過去3年間の重点路線における時間帯別人身事故発生状況については、6時~20時の時間帯に全体の約84%と多くの事故が発生している。

~令和6年5月31日時点~

- 令和6年は、人身事故が18件発生し、4件減少しているが、米原警察署管内では重傷事故が2件発生した。
- 重傷事故については、自動車同士の出会い頭事故と自転車単独事故が発生した。

その他の交通指導取締り要点

通学路及び生活道路において可搬式オービスを運用し、速度違反の取締りを強化し、重点路線以外においても交差点事故が発生していることから、歩行者妨害をはじめとする信号無視・一時不停止などの交差点関連違反の取締りを強化するとともに自転車及び特定小型原動機付自転車利用者に対する指導取締りを強化する。